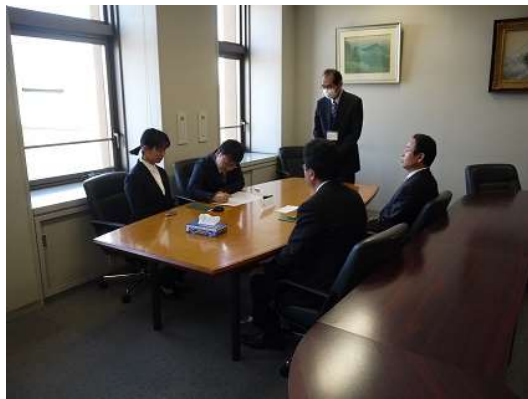


家族経営協定調印式を行います

農業委員会事務局では、家族経営協定調印式を行います。

家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参加できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。



調印式の様子



調印式の様子

家族農業経営は、家族だからこそその良い点がある一方で、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすい傾向にあります。

協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善に繋がります。

○調印式

- 1 開催日時 6月27日(金) 午前10時
- 2 開催場所 安中市役所本庁舎 202会議室

○協定締結後のメリット

- ・農業者年金保険料の助成が受けられます
 - ・夫婦の場合、青年収納給付金が上乗せできます
 - ・農業改善資金などの低金利融資を受けられます
 - ・共同経営している配偶者や後継者も認定農業者になれます
- ※メリットを受けるには、一定の条件があります

【問い合わせ】

農業委員会事務局農業振興係

Tel027-382-1111(内線 1452)